

## 子どもの貧困対策に係る計画の策定について

### 1 経緯

#### (1) 政府の取組状況

平成25年6月

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)成立

平成26年1月 施行

平成26年8月

「子どもの貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)閣議決定

#### (2) 法における地方公共団体の責務

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 2 基本方針

#### (1) 計画策定について

平成27年度中に法第9条に基づく計画を策定する。

#### (2) 策定の手法について

平成27年3月に策定した「ふくしま新生夢プラン」の一部改訂により計画を策定する。

#### (3) 関連する計画

福島県ひとり親家庭等自立支援計画(平成27年3月策定)

ふくしま青少年育成プラン(平成25年3月策定)

### 3 日程

計画策定に当たっては、下記のスケジュールを想定している。

時期	子ども・子育て会議	備考
9月4日	基本方針を説明	
10月下旬	素案を説明	
11月		パブリックコメント
2月～3月	計画策定	

### 4 その他

計画策定に当たり、市町村アンケートを実施する予定。